二　次に掲げる書類に記載された事項に係る情報
イ　業務規程
ロ　法第六十六条第二項第八号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類
（情報の提供の請求）
第二十四条　法第九十一条第一項の規定による情報の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）又は地方公共団体に提出しなければならない。
一　当該特定適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　被害回復裁判手続の相手方の氏名又は名称及び住所
三　申請理由
四　提供される情報の利用目的並びに当該情報の管理の方法及び当該情報を取り扱う者の範囲
五　希望する情報の範囲
六　希望する情報提供の実施の方法
2　前項第三号の申請理由には、当該特定適格消費者団体が収集した情報の概要その他の申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならない。
3　国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請書の提出があった場合において、当該申請に相当の理由があると認めるときは、次条第一項各号に定める情報のうち必要と認められる範囲内の情報を提供するものとする。
4　国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、当該情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする。
5　国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、利用目的を制限し、提供された情報の活用の結果を報告することその他の必要な条件を付することができる。
6　国民生活センター又は地方公共団体は、第一項の申請に係る情報が、法第九十一条第二項又は前項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して使用されるおそれがあると認められるときは、当該情報を提供しないものとする。
7　国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供に当たっては、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（次条第一項において「消費生活相談」という。）に係る消費者に係る個人情報の保護に留意しなければならない。
（国民生活センター等が提供する情報）
第二十五条　法第九十一条第一項の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
一　国民生活センター　消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワークシステム（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムをいう。次号において同じ。）に蓄積されたもののうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）
二　地方公共団体　消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもののうち、当該地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（以下この号において「当該地方公共団体に係る情報」という。）、他の地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）をされた情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第九十一条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）
2　前条及び前項の規定は、国民生活センター又は地方公共団体が、法以外の法令（条例を含む。）の規定により同項各号に定める情報以外の情報を提供することを妨げるものではない。

附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○内閣府令第六十三号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の施行に伴い、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イ、第三十条、第三十一条第三項第三号及び第六号並びに第三十九条第二項の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「いずれか一」を「いずれか」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、同条第二項に規定する消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者

第七条第一号中「電子メールアドレス」の下に「（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第十五条第二項において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。次号及び同二項において同じ。）」を加える。

第二十一条第一項中「掲げる帳簿書類」を「掲げるもの」に改め、同項第八号中「第二十五条第一号において」を「第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において」に、「第二十五条第一号イ(3)及び(4)」を「第二十五条第一項第一号イ(3)及び(4)」に、「第二十五条第一項第一号イ(2)」を「第二十五条第一項第一号イ(2)」に改め、同条第二項中「前項各号の」を「前二項各号に掲げる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　適格消費者団体が特定認定（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）第六十五条第一項に規定する特定認定をいう。第二十五条第二項において同じ。）を受けて被害回復関係業務（消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務をいう。以下同じ。）を行う場合における法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。ただし、前項各号に掲げる帳簿書類と同一のものを作成し保存することとなる場合にあっては、この限りでない。

一　被害回復関係業務に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの

二　被害回復裁判手続（消費者裁判手続特例法第二条第九号に規定する被害回復裁判手続をいう。第十号及び第二十四条第二号において同じ。）の概要及び結果を記録したもの

三　消費者裁判手続特例法第六十五条第二項第一号に掲げる業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報の収集に係る業務の概要を記録したもの

四　消費者裁判手続特例法第六十五条第二項第一号に掲げる業務に付随する消費者裁判手続特例法第二条第六号に規定する対象消費者に対する情報の提供に係る業務の概要を記録したもの

五　前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

六　消費者裁判手続特例法第六十五条第四項第四号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

七　消費者裁判手続特例法第三十二条（消費者裁判手続特例法第五十三条第八項において準用する場合を含む。）により交付した書面の写し（電磁的記録を提供した場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面）

八　簡易確定手続授権契約（消費者裁判手続特例法第三十三条第一項に規定する簡易確定手続授権契約をいう。）及び訴訟授権契約（消費者裁判手続特例法第五十三条第四項に規定する訴訟授権契約をいう。）に関する契約書のつづり

九　特定適格消費者団体が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）第八条第一号ホに掲げる行為をすることについて、消費者裁判手続特例法第三十一条第一項及び第五十三条第一項の授権をした者の意思の表明があったことを証する書面（当該意思を確認するための措置を電磁的方法によって実施した場合にあっては、当該電磁的方法により記録された当該意思の表明があったことを証する情報を記載した書面）のつづり